



6月号

## 公園はみんなの広場



お宮池のほとりに建てられたカヤぶきの東屋—櫛谿公園—

### 鳥取市民憲章

わたくしたちは  
だれにも親切にしましょう

わたくしたちは  
正しく時間を守りましょう

わたくしたちは  
まちに緑を育てましょう

わたくしたちは  
公共物を大切にしましょう

わたくしたちは  
清潔な環境を作りましょう

岩井定蔵さん（69）私  
の町内  
にある  
遊園地  
はみんな  
の、大事にしなくてはと、  
老人クラブが中心となつ  
て、掃除や草取りをして  
いる。子供たちが愉快に  
遊べるよう、もっと遊具

今季節の朝の空気は、  
若葉の味がしておいしい  
ものです。櫛谿や久松公  
園など市街地の近くにあ  
りながら、利用者の少な  
いのは残念。市民がもつ  
と活用すべきです。人々  
を引きつける何かが足り  
ないのかも知れません  
(西町三丁目、会社員)



大切さを教えたい

岩井定蔵さん（69）私



く主人  
と久松  
公園を  
散步し

仲山紀子さん（42）よ  
もっと活用しよう

を充実してもらいたい。  
子供たちには、この広場  
を通じて公共物を大切に  
することを教えたい。  
(立川町二丁目 商業)

鳥取市政三本の柱○信頼される市政○住民福祉の充実○近代的なまちづくり

鳥取市には久松公園や湖山  
池の青島公園、スポーツ広場  
や市街地に点在する児童公園  
など、合わせて四十か所を越  
す公園があります。

今まで、総額約二億二千万  
円をかけて、櫛谿公園の整備

が進められています。ここで  
歩道も昔ながらのクヌギ丸太  
を埋め込み、子供も老人も楽  
しく散歩ができるようになり  
ました。

また、ふじ棚や滝もでき、  
神社参道沿いの木路には、ほ  
たるの幼虫が生息しやすいよ  
う石を入れ、流れる水の量を  
調整するなど、自然を生かす  
細かい配慮がされています。

を充実してもらいたい。  
子供たちには、この広場  
を通じて公共物を大切に  
することを教えたい。  
(立川町二丁目 商業)

仲山紀子さん（42）よ  
もっと活用しよう

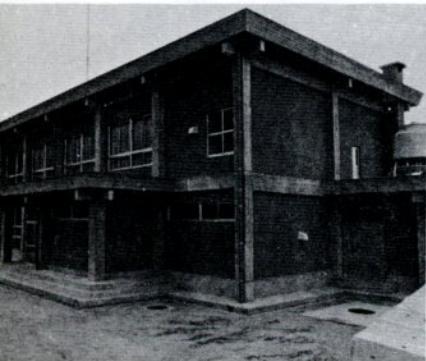


# カメラルポ

## 冷暖房設備も完備

倉田隣保館が完成

同和対策事業の一環として、倉田小学校のすぐそばの同じ八坂地内に、市立倉田隣保館=写真下=がこの



ほど完成、5月21日、市長や地元関係者らを迎えて、完工式が行なわれました。

敷地面積 1,069平方㍍、鉄筋コンクリート2階建て延べ面積 663平方㍍の建物で、用地費を含む総事業費は、62,311千円。1階には事務室、和、洋会議室、相談室、保健室など、そして、2階には大会議室や湯沸場もあり、冷暖房設備も整えられています。

これによって、今後、地域住民の生活上の各種相談をはじめ、保健衛生や環境衛

生の問題など、幅広くこれらの改善や向上がはかられることでしょう。

## 進む広域林道工事

まず松上～奥細見

山村林業の振興と、林道の広域化、多様化に対応する目的で、県営事業として進められている広域基幹林道鳥取中央線は、長谷から高路、松上、奥細見をそれぞれ結び、矢橋に至る全長17.2㌔幅5㍍の道路で、総事業費6億5千万円、昭和48年8月から着工し、昭和52年度までの5か年計画でその工事が進められています。

現在、このうち松上～奥細



見間（およそ3.4㌔）=

写真上はその一部=は、50年3月の開通を目指して工事が進められており、この区間は、通学道路としての役割も果たすことになっていきます。

# 私たちの生活と 部落問題

▽ 25 △

## 牛馬処理する人々

以上、平安後期になり、都や莊園のまわり、あるいは莊園の一部に、社会的差別をうけ蔑視される人々が、新たに生じてきたことをのべたわけですが、これらの人々に対して「非人」あるいは「河原人」または「屠兒」などという差別的称呼がつけられるようになります。

彼らも非人とよばれ、祇園社には犬神人という最下級の神人があります。

平安期の非人と屠兒

### 部落の歴史前文

ことになります。

## 生きるため屈辱甘受

児」を「恵止利」とよんで、牛馬の肉や鷹・雞の餌をとつたりそれを売るものであると説明しています。牛馬や鳥類の屠殺にしたがう仕事ははじめは社会的に蔑業とはみられていなかつたのですが、被差別民たちがこれらの仕事におもに携わるようになり、また平安時代から仏教思想の影響をうけて殺生の禁止と肉食を忌みきらう風習が貴族たちの間にひいてきたのです。

## 世襲でない血や身分

以上、平安後期に、社会の底辺に社会的蔑視をうける特定のグループが生れてきたことをのべました。これが鎌倉時代の中世社会にうけつがれていくのですが、しかし、これらの被蔑視身分は、けつして国の法律や制度として正式につくられたものでもなく、またそれらの人々の血や身分が世襲されたりのものでなく、また彼らが一定の場所にしばりつけられて、移動の自由や職業をかえる自由を全く奪われていたものではなかつたことを、とくに銘記する必要がありま

る。十世紀はじめの漢和辞書である「和名抄」という本には、「屠著「連さい部落の歴史」から。

◇大阪市立大学・原田伴彦教授

## 鳥取市・姫路市を2時間で 両市長が初の会談

交通網の整備などで協力

## 会談前のひととき〔金田(左)、吉田(右)両市長〕



▽共通問題で話し合い  
姉妹都市姫路・鳥取両市の友好を深め、共通する問題を話し合つて、その実現に努力しようとの、初めての市長会談が五月十六日午後一時から、鳥取市役所第一応接室で開かれました。

会談には鳥取市側から金田市長  
大森助役、藤井市長公室長、安藤  
商工部長、山根建設部長、姫路市  
側は吉田市長、田中市長公室長、  
西尾企画室長、大田経済局長ら合  
わせて十五人が出席した。会談は  
一時間半にわたって行なわれ、両

その結果、当面、鳥取—山崎—姫路を結ぶ国道29号線の改良、特に戸倉バイパスの早期着工を関係機関に働きかけるため、両市のほか関係町村で期成同盟会を結成する

▽姫路—鳥取二時間で姫路)と(鳥取—智頭—佐用—姫路)について説明し協議しました。

に郷土芸能の交流を図るなど  
が決まりました。

また、金田市長から美しい  
山陰海岸に、姫路市立の「青

市長があいさつをかわしたあと、  
金田市長が会場に張られた「姫路

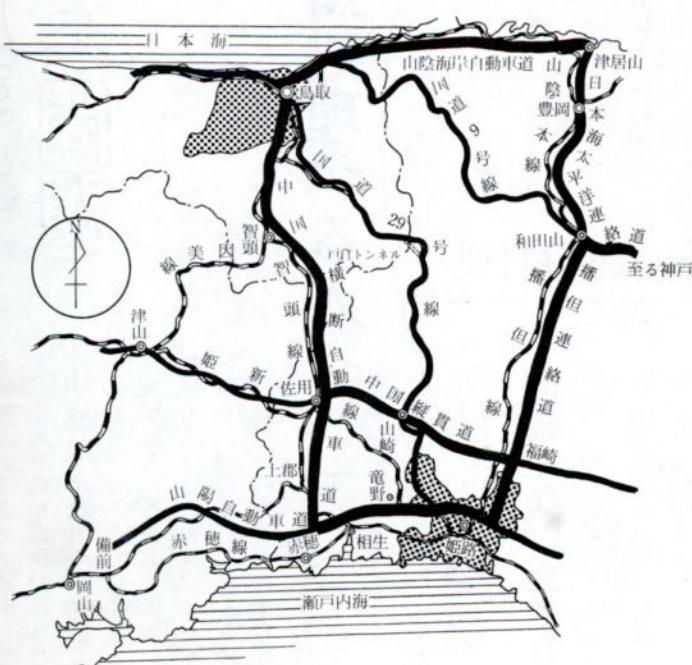
市・鳥取市を結ぶ二時間ルート」と書かれた地図をもとに、幹線道路の東廻りルート（鳥取－津居山－和田山－姫路）西廻りルート（鳥取－佐用－赤穂－姫路）国道29号線の中、中央直結ルート（鳥取－山崎－姫路）また、鉄道網での東廻りルート（鳥取－和田山－姫路－上郡－姫路）と（鳥取－智頭－佐用－姫路）について説明し協議しました。その結果、当面、鳥取－山崎－一関に働きかけるため、両市の関係町村で期成同盟会を結成す

また、中国横断自動車道「姫路・鳥取」（仮称）を国土開発幹線自動車道の予定路線に編入してもらうよう努力し、当面、智頭—佐用間の地方主要道の国道昇格を働きかける。鉄道については、智頭線全線の早期完成を図り、当面特に智頭—佐用間の昭和五十年完成を期に、部分開通とし特急など優等列車を走らせ、二時間で行き来できるよう国鉄に強く陳情する。また、播但線・姫新線・因美線・山陰本線の複線電化の促進と優等列車の増発を働きかける。

▽城がとりもつ縁

七十四年前にさかのぼり、姫路城主池田輝政の弟長吉が慶長五年（一六〇〇年）鳥取城主となり、つづいて元和三年（一六一七年）池田利隆の子光政が因幡伯耆三十二万石の領主として入城し、岡山城主池田光仲と交代するまでの十六年間を鳥島しました。このような深い血縁などから、昭和四十七年三月山陽新幹線の開通を機に、両市が姉妹都市の縁組を結んでいます。

鳥取市-姫路市 2 時間交通網（概略図）





# 市史 こぼれ話

(1)

市はこのほど、新しい鳥取市史を編さんするための資料収集を始めましたが、それにまつわる「こぼれ話」を掲載します。古文書はもちろん、日記、覚書き、大福帳、掛取帳、借金の証文など、ここに紹介する類似文書をご存知の方は、市役所の市史編さん係に連絡のうえ資料集めにご協力ください。

## 維新期の近藤家文書



は、明治三年から同五年にかけての五冊しか残っていないましたが、変動めまぐるしい明治維新时期の地方農村のありさまを知る上に、興味深い記事があちこちに記されています。写真に掲載した部分は、新

市内竹生の近藤富子さんの家には、江戸時代中期から明治初年にかけての古文書数百点が残っています。これまで整理されたこともなく保存状況はよくありませんが、史料として貴重なものがたくさんあります。

『御用日記根留』――写真――

は、幕末から明治初年にかけた高草郡の大庄屋であった近藤家の、大庄屋関係御用についての日記です。この日記によつて明らかになります。

戊辰戦争に際して、農民を主体に編成された新国隊に、高草郡内から二十一人の農兵が参加していたことが、これえたものです。

## 市民教養講座 12日に開設

5月号でお知らせしたように、中央公民館は、市民のみなさんの趣味と教養に、また、新しい仲間づくりのために、今年も市民教養講座を開きます。先着順に受付けて定員(30~50人)にならざりますので、早めに申込んでください。

**受講できる人**=市内に住んでいる成人

**開講時間**=写真、美容体操は午後2時~4時、それ以外の科目は午後6時~8時

**開講場所**=福祉文化会館(西町2丁目)

**受講料**=1科目300円(テキスト代や教材費は別に必要)

なお、詳しいことは福祉文化会館内の中央公民館へ。

(1) 科目のうち番号に○印のあるものは、5月29日現在定員となり締切っています。

科 目	お も な 内 容	講 師 (敬称略)	開 設 曜 日
① 盆栽	さし木、葉もぎ、はち土、草物盆栽	鳥取農高教諭 小林 貞夫	水(6/12~7/10)
2 かぎばり	バイナップル編みのドライヤーなど	鳥取西高教諭 香川八千代	金(6/14~7/12)
3 女性囲碁	基本的なルール、テクニックなど	日本棋院六段 山崎 藤三	土(6/15~7/13)
4 ぬいぐるみ	ねこ、いぬ、マスコット、くま、とら	主婦 山本喜美恵	月(6/17~7/15)
⑤ ペン習字	字形の整え方、筆順、かなと漢字	書家 田村 進	火(7/9~8/6)
⑥ 料理	いろいろな料理の講義と実習	栄養士 福井 高代	木(7/11~8/8)
7 人 権 問 題 (講 演)	「家族制度と親の立場」	鳥取大教育学部教授 井上 順理	水(7/17)
	「部落問題を考える」	鳥取大教育学部教授 後藤 誠也	々(7/24)
	「施設の子らは訴える」	県立鳥取第一授産所長 村田 道雄	々(7/31)
	「ある母は語る」	主婦 新井 朝子	々(8/7)
	「法と人権」	市人権擁護委員協議会長 神谷 義二	木(8/22)
8 教 育 (講 演)	「教師群像鳥取」	山陰放送常務取締役 鶴田 憲次	金(7/19)
	「ひびきあう言葉の力」	前鳥取大教育学部教授 川口 義克	々(7/26)
	「表現と性格」	近畿大講師 寺坂 正信	々(8/2)
	「鳥取のこどもと学校」	鳥取東高教諭 篠村 昭二	々(8/9)
	「歌う心、歌わぬ心」	鳥取大教育学部教授 小泉 恵	々(8/16)
9 写 真	カメラの選び方、初步の撮影	写真家 田賀 久治	土(7/20~8/17)
10 文 学 (講 演)	「鳥取の文学風土」	詩人 山下 清三	月(7/22)
	「尾崎放哉の人と作品」	俳人 村尾 草樹	々(7/29)
	「現代の中国文学」	鳥取大教育学部教授 中川 薫	々(8/5)
	「言葉と生活(方言を中心)」	鳥取大教育学部助教授 室山 敏昭	々(8/12)
	「郷土の歌人」	歌人 山本 嘉将	々(8/19)
11 木 彫	基礎彫り、ブローチ、ベンダント	上田 淑子	火(8/20~9/17)
12 七 宝 焼 き	多色盛り、マーブリング、かき割り	主婦 田村 佳子	水(8/21~9/18)
13 毛 筆 書 道	書の心、大筆と小筆、基本練習	鳥取西高教諭 稲垣 晴雲	金(8/23~9/20)
14 美 容 体 操	若さのテスト、柔軟体操、整美体操	鳥取西高教諭 山口千代子	土(8/24~9/21)
15 着 つ け	和服の着つけの常識	鳥取家政高教諭 谷口 照子	水(9/25~10/23)
16 佛 画	ほねずき、ぎくろ、松葉ガニ、ゆず	俳人 村尾 草樹	金(9/27~10/25)
17 郷 土 の 民 語	ヘビ、羽衣、温泉発見などの伝説	鳥取大教育学部助教授 野津 龍	土(9/28~10/26)
18 郷 土 史 (講 演)	「地質から見た鳥取平野」	鳥取大教育学部教授 赤木 三郎	月(9/30)
	「原始、古代の鳥取県」	県文化課主任 亀井 熙人	々(10/7)
	「因幡と伯耆の言葉について」	鳥取西高教諭 古田 恵紹	々(10/14)
	「江戸時代の因幡と但馬」	鳥取大教育学部教授 山中 寿夫	々(10/21)
	「鳥取藩法から見た町民の暮らし」	県立博物館主任 福井 淳人	々(10/28)





教室名	対象者	開設曜日(毎週)	開設時間
美容体操教室	18～25歳の勤労青年婦人	日(6月16日から)	午後1時30分～3時30分
	26～59歳の婦人		午前9時30分～11時30分
健康教室	60歳以上の男女	火(6月18日から)	午前9時30分～11時30分
卓球教室	一般、婦人、勤労青少年	土(6月15日から)	午後6時30分～8時30分
テニス教室	一般、婦人、勤労青少年	日(6月16日から)	午後6時30分～8時30分
水泳教室	親子、小、中学生	未定	未定

## 体力づくりに6コース

### 市民体育館がスポーツ教室

市民体育館は、市民のみなさんが健康で明るい日常生活を送るために、第1回の自主事業として上表のスポーツ教室を開きます。初心者を対象にしていますので、説明会に参加してください。

時間数 各教室とも20時間以上

定員 各教室とも30～40人

申込み 吉成の市民体育館に直接申込んでください。電話(24-5222)でも受け付けています。

締切り 6月15日(土) 定員に達したら締め切ります。

料金 参加料はいりませんが、全員にスポーツ障害保険(1人100円)に加入してもらいますので、開講のとき持参してください。

その他 1人2教室まで

参加できます。

スポーツのできる服装で、必ず上着を持参してください。



科目	講師(敬称略)	開設曜日	時間
ちぎり絵	団体職員 稲本美代子	木(8月1日から5回)	午後6時～8時
手まり	主婦 川上 すな	土(8月3日から5回)	午後2時～4時
かぎばり	鳥取西高教諭 香川八千代	金(9月6日から5回)	午後6時～8時
和服の着つけ	鳥取家政高教諭 谷口 照子	金(10月25日から5回)	午後6時～8時
料理	栄養士 福井 高代	土(11月2日から5回)	午後2時～4時

## 働く婦人の家で5講座

働く婦人の家は、市内に住んでいる勤労婦人と勤労家庭の主婦を対象に、上の各婦人講座を開きます。気軽に参加してください。

会場 働く婦人の家(西町2丁目、福祉文化会館内、24-2704)

定員 各講座とも30人

受講料 無料(教材費は実費負担)

申込み 6月20日(木)～7月20日(土)  
の間に、働く婦人の家事務室へ

## 中央公民館は3講座

中央公民館は、次の3つの講座を開設します。説明会に参加してください。会場と受付は中央公民館(西町2丁目、福祉文化会館内、23-9637)です。

勤労青少年ホームは次の各講座を開きます  
積極的に参加してください。

## 勤労青少年ホームでも

講座名	開講曜日	開講時間
料理教室	日(6月2日～12月)	午後1時～4時
生花教室	木(6月6日～10月)	午後6時～9時
茶道教室	金(6月14日～10月)	午後6時～9時

対象者 市内で働く25歳までの青少年

定員 各講座とも20人

受講料 各講座とも1,500円

申込み先 勤労青少年ホーム(吉成、24-1702)

締切り 定員になり次第締め切り

講座名	目的	参加できる人	開講日時	定員	参加料	締切り
中央家庭教育学級	零歳児を丈夫に育てるため、親としての教養と実技を学習	市街地に住む零歳児をもつ母親	毎月第3土曜日午後2時～5時 開講式は6月15日午後2時から	50人	年間300円 (実習費などは別)	6月13日(木)
中央母親学級	家庭、社会、身近なことなどを話し合い母親の役割を学ぶ	市内に住む30～50歳の婦人	毎月第2土曜日午後2時～5時 開講式は6月22日午後2時から	50人	年間300円 (実習費などは別)	6月15日(土)
高齢者教室	健康、家庭、社会、仲間づくりを考え、生きがいを求める	市内に住む65歳以上の男女	6月27日～12月末日(13回) 詳細は運営委員会で協議	200人	無料 (実習費などは別)	6月10日(月)

## 砂丘荘の職員募集

職種	男女	人数	年齢
応接係	女	6人	45歳位まで
調理係	女	4人	50歳位まで
調理師見習い	男	2人	20歳位

条件 ①各職種とも学歴は問いません。  
②応接係、調理係は週2回泊まり込み可能の人。

申込み 鳥取市直営国民宿舎砂丘荘(〒680-1390-139、22-2128)に履歴書(写真添付)を郵送または持参してください。

締切り 6月10日(月)

その他 面接日時、場所は受付け後に連絡。

## 物価統計調査にご協力を

3年に1回行われている全国物価統計調査は、国民生活に大きな影響のある物価問題を検討するための、基礎資料をつくるためのもので、日常の消費生活の中で、主要な商品の価格や、サービスについて、その小売価格、卸売価格などを調査するものです。小売店や卸売店などを対象に調査しますので、調査員が伺いましたらご協力ください。

## 市営住宅補充入居の受付け

市は賃貸、湖山の市営住宅補充入居申込みをいつでも受付けています。希望者は市役所4階、建築課に備え付けの用紙に必要事項を記入して、申込んでください。条件など詳しいことは受付け時に説明します。

## 児童扶養手当など

児童扶養手当 父親がいないか、または、父親が廃疾の状態にあって、児童が義務教育終了前のもの。(月額6,500円)

特別児童扶養手当 精神または、身体に障害のある20歳未満の児童。(月額6,500円)

心身障害児福祉手当 20歳未満の心身障害児(身障3级以上、精薄50以下)。(月額2,000円)

交通遺児手当 義務教育終了以前の児童の養育者が、交通事故で死亡し、または、廃疾の状態になった場合。(月額2,000円)

以上の各手当とも、公的年金受給者や、基準以上の所得者は、支給されない場合があります。くわしくは、市福祉事務所へ。

街頭年金相談所 ▷日時=6月25日(火)26日(水)午前9時30分～午後4時 ▷場所=弥生町、鳥銀本店前担当=鳥取社会保険事務所、鳥取市

6月は 市・県民税 の第1期納付月です

## 工事中(下水道)



①湯所町1・2丁目地内、中村宅～中野宅  
137.8m ②同、中西宅～石河宅90.5m ③同、宮川宅～遠藤宅128.5m  
④同、小泉宅～河村宅54.5m ⑤相生町4丁目地内、丸山宅～石井宅44.5m ⑥同、福本宅～森本宅96.5m

## ツベルクリンとBCG



生後3カ月から4歳未満の乳幼児を対象に、定期結核検診を行います。従来は30歳まで、いつでも受けられましたが、今年からは4歳をすぎると小学校1年生になるまで受けられることができなくなりました。対象年齢のお子さんがある家庭は、忘れずに受けさせてください。

**対象児** ▶ツベルクリン注射=生後3カ月～4歳未満の

乳幼児（この間に1回受けければよい）▶ツベルクリン反応検査=ツベルクリン注射を受けた48時間後の子▶BCG=ツベルクリン反応が陰性の子

**料金 無料**

**受けてはいけない子** 熱のある子、心臓、肝臓、腎臓などの病気にかかっている子、病後で衰弱している子、栄養

校 区	実 施 場 所	注 射	検査・BCG
富 桑	福祉文化会館	3日(水)	5日(金)
湖 山	湖山地区公民館		
末 恒			
稻 葉 山	福祉文化会館	8日(月)	10日(水)
湖 南	湖南地区公民館		

障害のひどい子、アレルギー体質、けいれん体質の子、そのほか医師が接種を不適当と認めた子

**その他** 小、中学校の児童生徒は、それぞれの学校で実施します。また、7月11日以後に実施する分は、7月号でお知らせします。

## 乳児検診



生後6カ月の乳児を対象に乳児検診を行います。この時期は赤ちゃんの心身の発育、栄養の転換などに大切なときですので、対象児のある家庭は必ず受けさせてください。お母さんが同伴できないときは、妊娠中や出産後の発育状態などがわかるようにしてきてください。

▶対象児=昭和48年12月生まれの乳児▶場所=福祉文化会館(西町2丁目)▶時間=午後1時～3時▶料金=無料▶その他=母子手帳を持参してください。

検 診 日	校 区
%日(火)	神戸 美和 大正 世紀 城北 賀露 津ノ井
19日(水)	久松 醇風 富桑 修立

## ガン検診

ガン集団検診の受診料

金が無料になりました。

従来は胃ガン検診料1人850円(子宮ガン検診料は600円)で、県が250円(300円)市が200円(200円)負担していましたが、市がさらに400円(100円)を負担、検診車で受けるときは個人負担がなくなりました。

次の日程に胃ガン検診を希望する人は、市役所1階、厚生課に申込んでください。

胃 ガ ン 検 診 の 日 程	区 域	検 診 日	検 診 場 所
全 市	全 神 戸 実	%日(月) 25日(火) %日(水)	市役所裏の広場 神戸地区公民館 警察官豊実駐在所
時 间	料 金	午前8時～10時30分	無料

子宮ガンの受診申込みはいつでも厚生課で受付けており、市内の指定医療機関で受診していただくことになります。

## 育児相談

生後1～18ヶ月の乳幼児を対象に育児相談を行います。料金は無料ですので、母子手帳をもって気軽にきてください。

**場所** 各地区公民館(ただし、末恒地区は市農協末恒支所、浜坂地区は東部生協浜坂店、美保地区は勤労青年少年ホーム)

区 域	相 談 日	時 間
松 大 美 明	%日(金)	午前10時～午後3時
		午前11時～午後3時
豊 美	10日(月)	
東 郷	12日(水)	午後1時～3時
大 和	13日(木)	午前10時～午後2時
末 恒	14日(金)	午前10時～午後3時
倉 田 里	17日(月)	
浜 津 賀	20日(木)	午前10時～午後3時
		午前10時～午後2時
神 戸	21日(金)	
湖 面 影	24日(月)	
城 北	25日(火)	午前10時～午後3時
美 保	26日(水)	
湖 南	27日(木)	

## 不要犬の引取り

毎週火曜日の引取り=鳥取保健所(午後1時～2時)

毎月第2火曜日の巡回引取り=市農協面影支所(午前10時)→津ノ井地区公民館(10時10分)→市農協米里支所(10時20分)→倉田地区公民館(10時30分)→美穂地区公民館(10時40分)→大和地区公民館(10時50分)→神戸地区公民館(11時10分)→美保農協(11時30分)

毎月第3火曜日の巡回引取り=大正地区公

## 日本脳炎の予防接種

**対象** 3歳以上の市民(保育所、幼稚園、小、中学校の児童生徒にはそれぞれの施設で実施します)

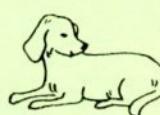
**料金** 3歳～中学生は無料。大人は1人1回260円(生活保護世帯、市民税を免除されている世帯、市民税均等割額世帯の人は無料になりますので、証明書か市民税納入通知書を持参してください)

**回数** この接種を初めて受ける人は1週間の間隔で2回接種、毎年受けている人は1回接種で終了

**時間** 午後1時30分～3時

**受けてはいけない人** 熱が高い人、心臓血管系、腎臓、肝臓に病気がある人、糖尿病患者、かっけ、アレルギー体質(けいれん性)の人、妊娠婦、病後の衰弱者、そのほか医師が接種を不適当と認めた人

区 域	接種場所	接種目	
		第1回	第2回
稻葉山	市農協稻葉支所	%日終了	%日(月)
大正郷	大正地区公民館 東郷	%日(火)	11日(火)
湖山	湖山 タ 千代水		
末 恒	鳥取御センター 末 恒 小学校	5日(水)	12日(水)
豊 実	豊実地区公民館 面影	6日(木)	13日(木)
松 美	松保 タ 保 南	7日(金)	14日(金)
賀 露	賀露 タ 城 北	18日(火)	25日(火)
富 桑	富桑 小学校 津ノ井 タ 浜坂	19日(水)	26日(水)
修 立	修立 タ 明徳	20日(木)	27日(木)
米 美	米里 タ 穂 田	21日(金)	28日(金)
稻葉山	立川5丁目公民館 醇 風 小学校 遷 喬	%日(火)	%日(火)
久 松	久松 小学校 日 進	3日(水)	10日(水)
全 市	福祉文化会館 生 協 病 院	5日(金)	12日(金)



民館(午前9時)→東郷地区公民館(9時10分)→豊実地区公民館(9時30分)→明治地区公民館(9時50分)→松保地区公民館(10時15分)→湖南地区公民館(10時30分)→市農協大郷支所(10時40分)→末恒地区公民館(10時50分)→湖山地区公民館(11時10分)→賀露地区公民館(11時20分)→市農協千代水支所(11時30分)

◎引取り日には謝礼に1頭200円程度の品が出来ます。

# とっとり市議会だより

市  
章

第9号

編集・発行 鳥取市議会事務局

## 市勢メモ

昭和49年4月30日 現在	
人口	計 118,846人
男	56,990人
女	61,856人
世帯数	36,328世帯
面積	237.25平方キロ

## 3月定例会



## 昭和49年度予算を決める

一般会計104億7500万円

総需要抑制で緊縮  
例年の伸び下回る

鳥取市議会二月定例会は、三月六日から十六日まで開き、昭和四十九年度一般会計予算など市長提出議案五十九件、議員発議案五件を、いずれも原案通り可決し閉会した。四十九年度一般会計予算は百四億七千五百万円で、前年度当初予算と比較し、一七・六倍の伸びにとどまり、特別会計、企業会計予算を合わせると、百六十億一千六百二十三万円で、全体の伸び率は、一九・一倍となり、例年の伸びをかなり下回り、国の総需要抑制策に呼応した緊急予算となつた。この予算案と、市政の重点施策を中心的に活発な論議がなされた。

鳥取市ほか八町村の組合立因幡靈場は、古都家、八坂にまたがる用地に建設中で、六月十日オープンを目指し急ピッチで最後の仕上げが行われている。この靈場は、二億二千万円の費用で建設され、火葬炉六基、汚物炉一基を備え、公害のない再燃焼炉が採用された近代的な靈場で、告別室、待合室には冷暖房設備も完備されている。

## とっとり市議会だより

## 49年度一般会計当初予算

予算総額 104億7500万円

◇◇歳 入◇◇	
市税	30億8569万5000円
地方譲与税	5285万8000
娯楽施設利用税交付金	279万5000
自動車取得税交付金	8922万7000
地方交付税	13億3982万
交通安全対策特別交付金	2200万
分担金および負担金	2億2434万2000
使用料および手数料	2億 103万1000
国庫支出金	16億8122万5000
県支出金	7億5498万4000
財産収入	4億2933万
寄付金	3659万
繰入金	1924万7000
繰越金	100万
諸収入	15億1258万6000
市債	10億2227万

◇◇歳 出◇◇	
議会費	1億2629万9000円
総務費	10億5310万4000
民生費	21億9030万5000
衛生費	10億8248万3000
労働費	1億 159万7000
農林水産業費	10億6670万5000
商工費	8億7345万
土木費	18億6025万9000
消防費	3億 327万
教育費	12億3827万6000
公債費	5億7725万2000
予備費	200万

## 昭和49年度特別会計当初予算

予算総額 29億3972万6000円

土地区画整理費	1億1658万8000円
下水道事業費	9億7764万8000
簡易水道事業費	491万9000
と畜場費	958万1000
公設地方卸売市場事業費	1億 370万
駐車場事業費	1459万8000
国民健康保険費	12億3850万
農業共済事業費	9157万2000
老人居室整備資金貸付事業費	4179万2000
住宅資金貸付事業費	1億5441万8000
水洗便所改造資金貸付事業費	1億8040万
土地取得費	601万

## 昭和49年度企業会計当初予算

予算総額 26億 150万8000円

水道事業会計	12億5414万3000円
病院事業会計	9億7675万7000
国民宿舎事業会計	3億2634万7000
老人休養ホーム事業会計	4426万1000

金田市長は、昭和四十九年度における重点施策と予算案などの提案を行ったが、昨年同様五項目を中心としたものであり「住民福祉の充実」と「生活環境の整備」「教育文化スポーツの振興」「近代的なまちづくりの推進」そして「産業の振興と発展」である。

具体的な施策として、まず第一回第七回拡張事業、下水道の第二期

人福祉対策として、昨年に引き続

き家庭奉仕員の増員、老人専用バ

スの購入、大樹莊利用者に対する

はり、マッサージの提供、老人ク

ラブへの助成、またひとり暮らし

の老人に対する電話とインタホン

の設置などを行う。

児童福祉対策としては、保育所

の増改築と定員増を図るととも

に、私立保育所に対する助成、企

業内保育所への助成、児童手当

の年齢を義務教育終了まで引き上

げ、手当への増額。

児童文化センターの建設調査

費、新生児の健全な成長を祈る誕

生証書の贈呈など。

そのほか成人病対策として、胃

ガン、子宮ガンの集団検診の無料

化と各種検診の強化。

また、市政の最大の課題である

同和対策事業については、計画に

基づく各種事業の推進と、同和教

育に万全を期す。

第二の生活環境の整備として

は、市街地を中心とした生活道路

の舗装完了と、側溝、用悪水路の

整備管理、ゴミ焼却場の完成と收

集業務の合理化と市民サービスの

充実。

また、自転車道安全対策事業の

実施をはじめとする交通安全対

策。

近代的な火葬場の完成、ビル火

災に対応できる消火用ハシゴ車の

購入など消防力の強化、上水道の

年々同様五項目を中心としたものであり「住民福祉の充実」と「生活環境の整備」「教育文

化スポーツの振興」「近代的なまちづくりの推進」そして「産業の振興と発展」である。

具体的な施策として、まず第一回第七回拡張事業、下水道の第二期

人福祉対策として、昨年に引き続

き家庭奉仕員の増員、老人専用バ

スの購入、大樹莊利用者に対する

はり、マッサージの提供、老人ク

ラブへの助成、またひとり暮らし

の老人に対する電話とインタホン

の設置などを行う。

児童福祉対策としては、保育所

の増改築と定員増を図るととも

に、私立保育所に対する助成、企

業内保育所への助成、児童手当

の年齢を義務教育終了まで引き上

げ、手当への増額。

児童文化センターの建設調査

費、新生児の健全な成長を祈る誕

生証書の贈呈など。

そのほか成人病対策として、胃

ガン、子宮ガンの集団検診の無料

化と各種検診の強化。

また、市政の最大の課題である

同和対策事業については、計画に

基づく各種事業の推進と、同和教

育に万全を期す。

第二の生活環境の整備として

は、市街地を中心とした生活道路

の舗装完了と、側溝、用悪水路の

整備管理、ゴミ焼却場の完成と收

集業務の合理化と市民サービスの

充実。

また、自転車道安全対策事業の

実施をはじめとする交通安全対

策。

近代的な火葬場の完成、ビル火

災に対応できる消火用ハシゴ車の

購入など消防力の強化、上水道の

年々同様五項目を中心としたものであり「住民福祉の充実」と「生活環境の整備」「教育文

化スポーツの振興」「近代的なまちづくりの推進」そして「産業の振興と発展」である。

具体的な施策として、まず第一回第七回拡張事業、下水道の第二期

人福祉対策として、昨年に引き続

き家庭奉仕員の増員、老人専用バ

スの購入、大樹莊利用者に対する

はり、マッサージの提供、老人ク

ラブへの助成、またひとり暮らし

の老人に対する電話とインタホン

の設置などを行う。

児童福祉対策としては、保育所

の増改築と定員増を図るととも

に、私立保育所に対する助成、企

業内保育所への助成、児童手当

の年齢を義務教育終了まで引き上

げ、手当への増額。

児童文化センターの建設調査

費、新生児の健全な成長を祈る誕

生証書の贈呈など。

そのほか成人病対策として、胃

ガン、子宮ガンの集団検診の無料

化と各種検診の強化。

また、市政の最大の課題である

同和対策事業については、計画に

基づく各種事業の推進と、同和教

育に万全を期す。

第二の生活環境の整備として

は、市街地を中心とした生活道路

の舗装完了と、側溝、用悪水路の

整備管理、ゴミ焼却場の完成と收

集業務の合理化と市民サービスの

充実。

また、自転車道安全対策事業の

実施をはじめとする交通安全対

策。

近代的な火葬場の完成、ビル火

災に対応できる消火用ハシゴ車の

購入など消防力の強化、上水道の

年々同様五項目を中心としたものであり「住民福祉の充実」と「生活環境の整備」「教育文

化スポーツの振興」「近代的なまちづくりの推進」そして「産業の振興と発展」である。

具体的な施策として、まず第一回第七回拡張事業、下水道の第二期

人福祉対策として、昨年に引き続

き家庭奉仕員の増員、老人専用バ

スの購入、大樹莊利用者に対する

はり、マッサージの提供、老人ク

ラブへの助成、またひとり暮らし

の老人に対する電話とインタホン

の設置などを行う。

児童福祉対策としては、保育所

の増改築と定員増を図るととも

に、私立保育所に対する助成、企

業内保育所への助成、児童手当

の年齢を義務教育終了まで引き上

げ、手当への増額。

児童文化センターの建設調査

費、新生児の健全な成長を祈る誕

生証書の贈呈など。

そのほか成人病対策として、胃

ガン、子宮ガンの集団検診の無料

化と各種検診の強化。

また、市政の最大の課題である

同和対策事業については、計画に

基づく各種事業の推進と、同和教

育に万全を期す。

第二の生活環境の整備として

は、市街地を中心とした生活道路

の舗装完了と、側溝、用悪水路の

整備管理、ゴミ焼却場の完成と收

集業務の合理化と市民サービスの

充実。

また、自転車道安全対策事業の

実施をはじめとする交通安全対

策。

近代的な火葬場の完成、ビル火

災に対応できる消火用ハシゴ車の

購入など消防力の強化、上水道の

年々同様五項目を中心としたものであり「住民福祉の充実」と「生活環境の整備」「教育文

化スポーツの振興」「近代的なまちづくりの推進」そして「産業の振興と発展」である。

具体的な施策として、まず第一回第七回拡張事業、下水道の第二期

人福祉対策として、昨年に引き続

き家庭奉仕員の増員、老人専用バ

スの購入、大樹莊利用者に対する

はり、マッサージの提供、老人ク

ラブへの助成、またひとり暮らし

の老人に対する電話とインタホン

の設置などを行う。

児童福祉対策としては、保育所

の増改築と定員増を図るととも

に、私立保育所に対する助成、企

業内保育所への助成、児童手当

の年齢を義務教育終了まで引き上

げ、手当への増額。

児童文化センターの建設調査

費、新生児の健全な成長を祈る誕

生証書の贈呈など。

そのほか成人病対策として、胃

ガン、子宮ガンの集団検診の無料

化と各種検診の強化。

また、市政の最大の課題である

同和対策事業については、計画に

基づく各種事業の推進と、同和教

育に万全を期す。

第二の生活環境の整備として

は、市街地を中心とした生活道路

の舗装完了と、側溝、用悪水路の

整備管理、ゴミ焼却場の完成と收

集業務の合理化と市民サービスの

充実。

また、自転車道安全対策事業の

実施をはじめとする交通安全対

策。

近代的な火葬場の完成、ビル火

災に対応できる消火用ハシゴ車の

購入など消防力の強化、上水道の

年々同様五項目を中心としたものであり「住民福祉の充実」と「生活環境の整備」「教育文

化スポーツの振興」「近代的なまちづくりの推進」そして「産業の振興と発展」である。

具体的な施策として、まず第一回第七回拡張事業、下水道の第二期

人福祉対

# 一般質問

市政一般に対する質問は、清交會、社会党、新政同志会、公明党、共産党の順で行なわれ、市長を始め執行部側の答弁を求めたが、そのおもなものは次の通りです。

## 農協の合併に期待

### 食糧増産の政策図れ

質問（清交會）①鳥取駅の高架と駅前都市改造の次に、駅南地

域の都市再開発が今後の大きな課題となるが、将来この地域の開発

を進めようとしては、新袋川、大路

川の二河川が横たわっていて非常

に、老人福祉法に定める該当年齢

を、老人医療費無料の年齢

第21号

予算

第22号

昭和49年度水洗便所

改修資金貸付事業費

特別会計予算

第23号

昭和49年度土地取得

費特別会計予算

昭和49年度病院事業

会計予算

昭和49年度国民宿舎

事業会計予算

昭和49年度老人休養

ホーム事業会計予算

昭和48年度一般会計

補正予算

第24号

昭和49年度病院事業

会計予算

昭和49年度水道事業

会計予算

昭和49年度国民宿舎

事業会計予算

昭和49年度老人休養

ホーム事業会計予算

昭和48年度一般会計

補正予算

第25号

昭和49年度病院事業

会計予算

昭和49年度国民宿舎

事業会計予算

昭和49年度老人休養

ホーム事業会計予算

昭和48年度一般会計

補正予算

第26号

昭和49年度病院事業

会計予算

昭和49年度国民宿舎

事業会計予算

昭和49年度老人休養

ホーム事業会計予算

昭和48年度一般会計

補正予算

第27号

昭和48年度一般会計

補正予算

第28号

昭和48年度土地区画整理事業特別会計補正予算

第29号

昭和48年度下水道事業費特別会計補正予算

第30号

昭和48年度簡易水道事業費特別会計補正予算

第31号

昭和48年度駐車場事業費特別会計補正予算

第32号

昭和48年度駐車場事業費特別会計補正予算

第33号

昭和48年度国民健康保険費特別会計補正予算

第34号

昭和48年度農業共済事業費特別会計補正予算

第35号

昭和48年度水洗便所改造資金貸付事業費特別会計補正予算

### 市内の文化財



## 栖岸寺の双盤念仏

鳥取市湖山にある栖岸寺には、今から約三百年前の明暦二年（一六五六年）に始めら

れ、日間の常念仏を發願した願主が、結願を感謝し、そのお札

を立てて、願主の勞をたたえるのである。昭和三十八年に県の無形文化財に指定された。

## 7月ごろ目標に全力

### 国の自給策に協力

ついては、清交會の質問によると、鳥取駅の高架と駅前都市改造の次に、駅南地

域の都市再開発が今後の大きな課題となるが、将来この地域の開発

を進めようとしては、新袋川、大路

川の二河川が横たわっていて非常

に、老人福祉法に定める該当年齢

を、老人医療費無料の年齢

</div

# 夜間保育所新設を 解放センターツクレ

質問(社会党)

これに対し市長はどのように考  
えているか。

(1) 政府の経済政策の誤りか  
(2) 老人と重度身体障害者に対する  
政治目標である

が実施しているように、現在の年  
齢を五歳引き下げ、老人六十五  
歳、重度身体障害者六十歳にする  
考え方ではないか。

(3) 同和対策事業は、本年度から  
年からの物価狂乱による悪性イ  
ンフレにより大きな破たんを來  
たし、そのしま寄せは地方自治  
体の財政圧迫となつて、その後、追加された事業を加えると今  
後百億円以上の予算が必要となつ  
てくる。後期五カ年で、この大事  
業を消化しようと考えているの  
なつていて。

(4) 同和対策事業は、本年度から  
後期五カ年に入るが、四十八年度  
までに消化された事業量は、当初  
計画の三分の一にすぎず、その  
年直を全廃するが、各地区的社会  
教育活動などは、学校を中心とな  
つて行われてきている。この際、  
各校区のより所として一教室程度  
開放し利用させてはどうか。

(5) 同和対策事業は、本年度から  
年から物価狂乱による悪性イ  
ンフレにより大きな破たんを來  
たし、そのしま寄せは地方自治  
体の財政圧迫と

このようないくつかの問題も含め、  
この問題も含めますつきりさせたい  
と考えているが、現時点では現在  
の税率で引き続き課税していく。

(6) 大樹荘の利用料金の改正につ  
いては、昨年七月厚生省から指示  
があつたが現在まで見合わせた。  
しかし、企業会計で運営してお  
る二十歳未満労働者の市民税の免  
除であるが、現在、市内の若年労  
働者のうち課税対象となる者は、  
わずか百人程度である。これらの人  
に対し免税をする考えはない  
が。

(7) 本年度から、小、中学校の宿  
断などに広く利用させ老人福祉の  
向上を図ろうとしているが、一方  
では大樹荘の利用料金の値上げを  
予定している。これでは老人福祉  
行政は差し引きゼロになるが、据  
え置きをする考えはないか。

## 話し合いが進行中

### 50年度に事業実施へ

答(市長)

① 市長に就任し、市計画税との関係もあるので、将来

に相当な累積赤字が生じてくるの

にあつたが現在まで見合わせた。

しかし、企業会計で運営してお

る

過去三ヵ年市民の幸福と生活を守  
ることを重点に市政を担当してき  
たが、国と地方自治体とのあり方

について感じることは、地方自治  
体の権限が足りないと財源の

弱さである。

市民の生活を守るために、大幅な権限の移譲と、それを執行す  
るに足る財源の確保を図ることが  
第一であり、今後も市長会などを通じ、その方向で努力する。

② 未成年者に対する市民税の課  
税免除は、国の税制調査会で検討  
している。最近では米食持参の声も  
増も図っている。現在市立で行つ  
てはいるが、父母負担軽減の意味  
からも、学校給食の方法などにつ  
いて具体的な考えはない。

③ 現在、市立の三歳未満児保育  
所は、「こばと」「城北」のみで、  
あとは私立に依存している状態で  
ある。職場への婦人の進出は年々  
増加し、この保育所増設が強く要  
求されている。

また、病院をはじめとする夜間  
勤務の母親のために、公営の夜間  
保育所の新設がぜひ望まれる。



若い夫婦から強く要望される三  
歳未満児の保育所(城北保育所  
にこの春入園した零歳児)

市立児童館条例の制定について

市立児童館条例の制定について  
は、既設の保育所を増改築し定員  
を増やし、現在、社会福  
祉審議会に諮問しているので、そ  
の答申を尊重し対処していくた  
だ。

④ 六十五歳以上の老人、六十歳  
以上のねたきり老人の医療費の公  
費負担については、国が現在検討  
しているが、全国的な収容施設の  
不足が問題となつていて、重度身心障害者については、昨  
年十月から全対象者の医療費は、  
公費負担となつていて。

しかし、利用は校区内の人人が利  
用することを原則にしたい。

市計画税との関係もあるので、将来  
に四〇%も値上がりしたといわ  
れている。この値上げ率で児童に  
個人負担をさせた場合、諸物価の  
値上げと合わせ、大きな父兄負担  
となる。最近では米食持参の声も  
増も図っている。現在市立で行つ  
てはいるが、父兄負担軽減の意味  
からも、学校給食の方法などにつ  
いて具体的な考えはない。

⑤ 固定資産税の率を〇・一  
引き下げ、標準税率にする考  
えはない。

固定資産税の税率を標準税率ま  
で引き下げることについては、都  
市計画税との関係もあるので、将来  
に四〇%も値上がりしたといわ  
れている。この値上げ率で児童に  
個人負担をさせた場合、諸物価の  
値上げと合わせ、大きな父兄負担  
となる。最近では米食持参の声も  
増も図っている。現在市立で行つ  
てはいるが、父兄負担軽減の意味  
からも、学校給食の方法などにつ  
いて具体的な考えはない。

市計画税との関係もあるので、将来  
に四〇%も値上がりしたといわ  
れている。この値上げ率で児童に  
個人負担をさせた場合、諸物価の  
値上げと合わせ、大きな父兄負担  
となる。最近では米食持参の声も  
増も図っている。現在市立で行つ  
てはいるが、父兄負担軽減の意味  
からも、学校給食の方法などにつ  
いて具体的な考えはない。

⑥ 学校給食の原材料費は、昨年  
中に四〇%も値上がりしたといわ  
れている。この値上げ率で児童に  
個人負担をさせた場合、諸物価の  
値上げと合わせ、大きな父兄負担  
となる。最近では米食持参の声も  
増も図っている。現在市立で行つ  
てはいるが、父兄負担軽減の意味  
からも、学校給食の方法などにつ  
いて具体的な考えはない。

市計画税との関係もあるので、将来  
に四〇%も値上がりしたといわ  
れている。この値上げ率で児童に  
個人負担をさせた場合、諸物価の  
値上げと合わせ、大きな父兄負担  
となる。最近では米食持参の声も  
増も図っている。現在市立で行つ  
てはいるが、父兄負担軽減の意味  
からも、学校給食の方法などにつ  
いて具体的な考えはない。

⑦ 夜間の校舎の開放について、  
体育館の照明は来年度完備する予  
定であり体育行事などに開放した  
い。また、社会教育団体などの会  
合には宿直室、教室も提供したい  
と考えている。

え計画を練り直し、後期の期限内  
に完全に実施するよう最善の努力  
をしていく。

⑧ 老人専用のマイクロバスを購  
入し、老人クラブの活動、健康診  
断などに広く利用させ老人福祉の  
向上を図ろうとしているが、一方  
では大樹荘の利用料金の値上げを  
予定している。これでは老人福祉  
行政は差し引きゼロになるが、据  
え置きをする考えはないか。

⑨ 大樹荘の利用料金の改正につ  
いては、昨年七月厚生省から指示  
があつたが現在まで見合わせた。

しかし、企業会計で運営してお  
る

う

第36号 昭和48年度土地取得  
費特別会計補正予算  
第37号 昭和48年度水道事業  
会計補正予算  
第38号 昭和48年度病院事業  
会計補正予算  
第39号 昭和48年度老人休養  
ホーム事業会計補正  
予算  
第40号 市立児童館条例の制  
定について  
第41号 鳥取市事務分掌条例  
の一部改正について  
第42号 市職員定数条例の一  
部改正について  
第43号 市職員の特殊勤務手  
当に関する条例の一  
部改正について  
第44号 市職員等の旅費に関する  
条例の一部改正につ  
いて  
第45号 鳥取市公民館条例の  
一部改正について  
第46号 国民健康保険条例の  
一部改正について  
第47号 国民宿舎事業および  
老人休養ホーム事業  
の設置等に関する条  
例の一部改正につ  
いて  
第48号 砂丘荘使用条例の一  
部改正について  
第49号 大樹荘使用条例の一  
部改正について  
第50号 市営住宅管理条例の  
一部改正について  
第51号 公設地方卸売市場条  
例の一部改正につ  
いて  
第52号 市営駐車場条例の一  
て





## 天然記念物

樹齢は三百年を  
ゆうに越すといわ  
れ、根元は太い根  
が露出して二〇・  
か残つていませ  
ん。



(1)政府は総需  
要抑制を口実に、法で定められた  
地方自治体の自主財源である、地  
方交付税の削減を一方的に押しつ  
け、ますます地方財政を圧迫し危  
機状態に追い込んでいる。

いまこそ地方自治体と住民福祉  
を守る立場にたつて、地方交付税  
削減措置に強く反対すべきだが、  
市長の所信はどうか。

(2)昨年十二月、し尿くみ取り料  
金、水道料金を引き上げ、さらに  
本年度は国保料金一〇%をはじ  
め、大樹荘、砂丘荘の利用料金を  
増すなど、生活保護費は深刻な生  
活にあえいでいる。

一里松は、昔の人が旅行  
をするとき一里（約三・九  
キロ）の標識にするため、一  
里ごとに築いた一里塚の上  
に植えられた松です。中ノ  
茶屋の一里松は、以前、道  
路をはさんでもう一株あつ  
たのですが、国道9号線拡  
張のため一株は取  
り除かれ、今では  
この一株の黒松し  
か残つていませ  
ん。

## 適正な料金に改定

### 昨年の末に若干実施

答（市長） ①国は昭和四十八

年度に地方交付税を千六百七十九  
億円削減した。この額は交付税会  
計が資金運用部から借入した金額  
にほぼ見合うものであるが、いず  
れにしても、このインフレ下にあ  
つて財政的に悩んでいる現在、交  
付税を減額されたことは非常に残  
念である。

②公共料金を据え置くことにつ  
いては、理論的には同感である。  
しかし、財政的に苦しく指摘の  
あった各料金については、適正な  
料金に改定し財政運営をやつてい  
きたいので理解してほしい。

③インフレによるシワ寄せは、  
所得の低い層が最も大きな被害を  
うけると思う。

答（教育長） ⑤教育扶助の認  
定方法は、一応市教委の責任でや  
つているが、学校長、担任教師、  
地区民生委員の三者で選考してい  
ただいている。

しかし、こういう物価高が続く  
なら、国に対し基準単価の引き上  
げをするよう努力したい。

次の、学校標準運営費につい  
て、これは相当理想的なものであ  
り、この水準に達するよう年次計  
画で整備していく。

## 請願と結果

○私立幼稚園の助成について  
(吉方温泉、岸本荘太郎)

# 公共料金据え置け 法外援助を低所得者に

質問（共産党）

①政府は総需  
要抑制を口実に、法で定められた  
地方自治体の自主財源である、地  
方交付税の削減を一方的に押しつ  
け、ますます地方財政を圧迫し危  
機状態に追い込んでいる。

いまこそ地方自治体と住民福祉  
を守る立場にたつて、地方交付税  
削減措置に強く反対すべきだが、  
市長の所信はどうか。

(2)昨年十二月、し尿くみ取り料  
金、水道料金を引き上げ、さらに  
本年度は国保料金一〇%をはじ  
め、大樹荘、砂丘荘の利用料金を  
増すなど、生活保護費は深刻な生  
活にあえいでいる。

一里松は、昔の人が旅行  
をするとき一里（約三・九  
キロ）の標識にするため、一  
里ごとに築いた一里塚の上  
に植えられた松です。中ノ  
茶屋の一里松は、以前、道  
路をはさんでもう一株あつ  
たのですが、国道9号線拡  
張のため一株は取  
り除かれ、今では  
この一株の黒松し  
か残つていませ  
ん。

この対策業務をより充実強化さ  
れため、職員増を図る必要があ  
ると思うが、市長はどのように考  
え置くべきだと思うが、市長はど  
のように考えているのか。

(3)わが国の社会保障は、きわめ  
て低い水準にあり、ことさら最近  
の物価高騰で生活保護、年金受給  
で生活する低所得者層は深刻な生  
活にあえいでいる。

この対策業務をより充実強化さ  
れため、職員増を図る必要があ  
ると思うが、市長はどのように考  
え置くべきだと思うが、市長はど  
のように考えているのか。

を実施する考えはないか。

(4)生活物資の動向に対しても、市  
民の関心と要望は高まっており、  
徒に対し、教育費扶助を行つて  
いるが、最近の教材費の異常な値上  
昇しているが、この認定  
を迅速に知らせる広報活動、ま  
た、物資あつせんなど業務は多岐  
にわたっている。

この対策業務をより充実強化さ  
れため、職員増を図る必要があ  
ると思うが、市長はどのように考  
え置くべきだと思うが、市長はど  
のように考えているのか。

えているのか。

(5)経済的に恵まれない児童、生  
徒に対し、教育費扶助を行つて  
いるが、最近の教材費の異常な値上  
昇しているが、この認定  
を迅速に知らせる広報活動、ま  
た、物資あつせんなど業務は多岐  
にわたっている。

この対策業務をより充実強化さ  
れため、職員増を図る必要があ  
ると思うが、市長はどのように考  
え置くべきだと思うが、市長はど  
のように考えているのか。



利用料金の据え置きが望まれたが、  
やむなく値上げする大樹荘

区モデル・コ  
ミュニティの  
整備計画が発  
表されたが、  
この計画作成  
の経過と、施  
設整備につい  
て地元負担は  
どうなるの

⑥モデルコミュニティ計画は、  
地元の意見をきき国と協議して  
いるところである。

組織についても十分でないが、  
機構改革を考えているので、その  
とき強化するようになつた。

⑥モデルコミュニティ計画は、  
地元の意見をきき国と協議して  
いるところである。

組織についても十分でないが、  
機構改革を考えているので、その  
とき強化するようになつた。

組織についても十分でないが、  
機構改革を考えているので、その  
とき強化するようになつた。

組織についても十分でないが、  
機構改革を考えているので、その  
とき強化するようになつた。

第74号 工事請負契約の変更  
第75号 公営住宅二種第二次  
分) 第76号 工事請負契約の変更  
第77号 工事請負契約の変更  
第78号 工事請負契約の変更  
第79号 工事請負契約の変更  
第80号 工事請負契約の変更  
第81号 工事請負契約の変更  
第82号 工事請負契約の変更  
第83号 工事請負契約の変更  
第84号 工事請負契約の変更  
第85号 工事請負契約の変更  
第86号 工事請負契約の変更  
第87号 工事請負契約の変更  
第88号 工事請負契約の変更  
第89号 工事請負契約の変更  
第90号 工事請負契約の変更  
第91号 工事請負契約の変更  
第92号 工事請負契約の変更  
第93号 工事請負契約の変更  
第94号 工事請負契約の変更  
第95号 工事請負契約の変更  
第96号 工事請負契約の変更  
第97号 工事請負契約の変更  
第98号 工事請負契約の変更  
第99号 工事請負契約の変更  
第100号 工事請負契約の変更  
第101号 工事請負契約の変更  
第102号 工事請負契約の変更  
第103号 工事請負契約の変更  
第104号 工事請負契約の変更  
第105号 工事請負契約の変更  
第106号 工事請負契約の変更  
第107号 工事請負契約の変更  
第108号 工事請負契約の変更  
第109号 工事請負契約の変更  
第110号 工事請負契約の変更  
第111号 工事請負契約の変更  
第112号 工事請負契約の変更  
第113号 工事請負契約の変更  
第114号 工事請負契約の変更  
第115号 工事請負契約の変更  
第116号 工事請負契約の変更  
第117号 工事請負契約の変更  
第118号 工事請負契約の変更  
第119号 工事請負契約の変更  
第120号 工事請負契約の変更  
第121号 工事請負契約の変更  
第122号 工事請負契約の変更  
第123号 工事請負契約の変更  
第124号 工事請負契約の変更  
第125号 工事請負契約の変更  
第126号 工事請負契約の変更  
第127号 工事請負契約の変更  
第128号 工事請負契約の変更  
第129号 工事請負契約の変更  
第130号 工事請負契約の変更  
第131号 工事請負契約の変更  
第132号 工事請負契約の変更  
第133号 工事請負契約の変更  
第134号 工事請負契約の変更  
第135号 工事請負契約の変更  
第136号 工事請負契約の変更  
第137号 工事請負契約の変更  
第138号 工事請負契約の変更  
第139号 工事請負契約の変更  
第140号 工事請負契約の変更  
第141号 工事請負契約の変更  
第142号 工事請負契約の変更  
第143号 工事請負契約の変更  
第144号 工事請負契約の変更  
第145号 工事請負契約の変更  
第146号 工事請負契約の変更  
第147号 工事請負契約の変更  
第148号 工事請負契約の変更  
第149号 工事請負契約の変更  
第150号 工事請負契約の変更  
第151号 工事請負契約の変更  
第152号 工事請負契約の変更  
第153号 工事請負契約の変更  
第154号 工事請負契約の変更  
第155号 工事請負契約の変更  
第156号 工事請負契約の変更  
第157号 工事請負契約の変更  
第158号 工事請負契約の変更  
第159号 工事請負契約の変更  
第160号 工事請負契約の変更  
第161号 工事請負契約の変更  
第162号 工事請負契約の変更  
第163号 工事請負契約の変更  
第164号 工事請負契約の変更  
第165号 工事請負契約の変更  
第166号 工事請負契約の変更  
第167号 工事請負契約の変更  
第168号 工事請負契約の変更  
第169号 工事請負契約の変更  
第170号 工事請負契約の変更  
第171号 工事請負契約の変更  
第172号 工事請負契約の変更  
第173号 工事請負契約の変更  
第174号 工事請負契約の変更  
第175号 工事請負契約の変更  
第176号 工事請負契約の変更  
第177号 工事請負契約の変更  
第178号 工事請負契約の変更  
第179号 工事請負契約の変更  
第180号 工事請負契約の変更  
第181号 工事請負契約の変更  
第182号 工事請負契約の変更  
第183号 工事請負契約の変更  
第184号 工事請負契約の変更  
第185号 工事請負契約の変更  
第186号 工事請負契約の変更  
第187号 工事請負契約の変更  
第188号 工事請負契約の変更  
第189号 工事請負契約の変更  
第190号 工事請負契約の変更  
第191号 工事請負契約の変更  
第192号 工事請負契約の変更  
第193号 工事請負契約の変更  
第194号 工事請負契約の変更  
第195号 工事請負契約の変更  
第196号 工事請負契約の変更  
第197号 工事請負契約の変更  
第198号 工事請負契約の変更  
第199号 工事請負契約の変更  
第200号 工事請負契約の変更  
第201号 工事請負契約の変更  
第202号 工事請負契約の変更  
第203号 工事請負契約の変更  
第204号 工事請負契約の変更  
第205号 工事請負契約の変更  
第206号 工事請負契約の変更  
第207号 工事請負契約の変更  
第208号 工事請負契約の変更  
第209号 工事請負契約の変更  
第210号 工事請負契約の変更  
第211号 工事請負契約の変更  
第212号 工事請負契約の変更  
第213号 工事請負契約の変更  
第214号 工事請負契約の変更  
第215号 工事請負契約の変更  
第216号 工事請負契約の変更  
第217号 工事請負契約の変更  
第218号 工事請負契約の変更  
第219号 工事請負契約の変更  
第220号 工事請負契約の変更  
第221号 工事請負契約の変更  
第222号 工事請負契約の変更  
第223号 工事請負契約の変更  
第224号 工事請負契約の変更  
第225号 工事請負契約の変更  
第226号 工事請負契約の変更  
第227号 工事請負契約の変更  
第228号 工事請負契約の変更  
第229号 工事請負契約の変更  
第230号 工事請負契約の変更  
第231号 工事請負契約の変更  
第232号 工事請負契約の変更  
第233号 工事請負契約の変更  
第234号 工事請負契約の変更  
第235号 工事請負契約の変更  
第236号 工事請負契約の変更  
第237号 工事請負契約の変更  
第238号 工事請負契約の変更  
第239号 工事請負契約の変更  
第240号 工事請負契約の変更  
第241号 工事請負契約の変更  
第242号 工事請負契約の変更  
第243号 工事請負契約の変更  
第244号 工事請負契約の変更  
第245号 工事請負契約の変更  
第246号 工事請負契約の変更  
第247号 工事請負契約の変更  
第248号 工事請負契約の変更  
第249号 工事請負契約の変更  
第250号 工事請負契約の変更  
第251号 工事請負契約の変更  
第252号 工事請負契約の変更  
第253号 工事請負契約の変更  
第254号 工事請負契約の変更  
第255号 工事請負契約の変更  
第256号 工事請負契約の変更  
第257号 工事請負契約の変更  
第258号 工事請負契約の変更  
第259号 工事請負契約の変更  
第260号 工事請負契約の変更  
第261号 工事請負契約の変更  
第262号 工事請負契約の変更  
第263号 工事請負契約の変更  
第264号 工事請負契約の変更  
第265号 工事請負契約の変更  
第266号 工事請負契約の変更  
第267号 工事請負契約の変更  
第268号 工事請負契約の変更  
第269号 工事請負契約の変更  
第270号 工事請負契約の変更  
第271号 工事請負契約の変更  
第272号 工事請負契約の変更  
第273号 工事請負契約の変更  
第274号 工事請負契約の変更  
第275号 工事請負契約の変更  
第276号 工事請負契約の変更  
第277号 工事請負契約の変更  
第278号 工事請負契約の変更  
第279号 工事請負契約の変更  
第280号 工事請負契約の変更  
第281号 工事請負契約の変更  
第282号 工事請負契約の変更  
第283号 工事請負契約の変更  
第284号 工事請負契約の変更  
第285号 工事請負契約の変更  
第286号 工事請負契約の変更  
第287号 工事請負契約の変更  
第288号 工事請負契約の変更  
第289号 工事請負契約の変更  
第290号 工事請負契約の変更  
第291号 工事請負契約の変更  
第292号 工事請負契約の変更  
第293号 工事請負契約の変更  
第294号 工事請負契約の変更  
第295号 工事請負契約の変更  
第296号 工事請負契約の変更  
第297号 工事請負契約の変更  
第298号 工事請負契約の変更  
第299号 工事請負契約の変更  
第300号 工事請負契約の変更  
第301号 工事請負契約の変更  
第302号 工事請負契約の変更  
第303号 工事請負契約の変更  
第304号 工事請負契約の変更  
第305号 工事請負契約の変更  
第306号 工事請負契約の変更  
第307号 工事請負契約の変更  
第308号 工事請負契約の変更  
第309号 工事請負契約の変更  
第310号 工事請負契約の変更  
第311号 工事請負契約の変更  
第312号 工事請負契約の変更  
第313号 工事請負契約の変更  
第314号 工事請負契約の変更  
第315号 工事請負契約の変更  
第316号 工事請負契約の変更  
第317号 工事請負契約の変更  
第318号 工事請負契約の変更  
第319号 工事請負契約の変更  
第320号 工事請負契約の変更  
第321号 工事請負契約の変更  
第322号 工事請負契約の変更  
第323号 工事請負契約の変更  
第324号 工事請負契約の変更  
第325号 工事請負契約の変更  
第326号 工事請負契約の変更  
第327号 工事請負契約の変更  
第328号 工事請負契約の変更  
第329号 工事請負契約の変更  
第330号 工事請負契約の変更  
第331号 工事請負契約の変更  
第332号 工事請負契約の変更  
第333号 工事請負契約の変更  
第334号 工事請負契約の変更  
第335号 工事請負契約の変更  
第336号 工事請負契約の変更  
第337号 工事請負契約の変更  
第338号 工事請負契約の変更  
第339号 工事請負契約の変更  
第340号 工事請負契約の変更  
第341号 工事請負契約の変更  
第342号 工事請負契約の変更  
第343号 工事請負契約の変更  
第344号 工事請負契約の変更  
第345号 工事請負契約の変更  
第346号 工事請負契約の変更  
第347号 工事請負契約の変更  
第348号 工事請負契約の変更  
第349号 工事請負契約の変更  
第350号 工事請負契約の変更  
第351号 工事請負契約の変更  
第352号 工事請負契約の変更  
第353号 工事請負契約の変更  
第354号 工事請負契約の変更  
第355号 工事請負契約の変更  
第356号 工事請負契約の変更  
第357号 工事請負契約の変更  
第358号 工事請負契約の変更  
第359号 工事請負契約の変更  
第360号 工事請負契約の変更  
第361号 工事請負契約の変更  
第362号 工事請負契約の変更  
第363号 工事請負契約の変更  
第364号 工事請負契約の変更  
第365号 工事請負契約の変更  
第366号 工事請負契約の変更  
第367号 工事請負契約の変更  
第368号 工事請負契約の変更  
第369号 工事請負契約の変更  
第370号 工事請負契約の変更  
第371号 工事請負契約の変更  
第372号 工事請負契約の変更  
第373号 工事請負契約の変更  
第374号 工事請負契約の変更  
第375号 工事請負契約の変更  
第376号 工事請負契約の変更  
第377号 工事請負契約の変更  
第378号 工事請負契約の変更  
第379号 工事請負契約の変更  
第380号 工事請負契約の変更  
第381号 工事請負契約の変更  
第382号 工事請負契約の変更  
第383号 工事請負契約の変更  
第384号 工事請負契約の変更  
第385号 工事請負契約の変更  
第386号 工事請負契約の変更  
第387号 工事請負契約の変更  
第388号 工事請負契約の変更  
第389号 工事請負契約の変更  
第390号 工事請負契約の変更  
第391号 工事請負契約の変更  
第392号 工事請負契約の変更  
第393号 工事請負契約の変更  
第394号 工事請負契約の変更  
第395号 工事請負契約の変更  
第396号 工事請負契約の変更  
第397号 工事請負契約の変更  
第398号 工事請負契約の変更  
第399号 工事請負契約の変更  
第400号 工事請負契約の変更  
第401号 工事請負契約の変更  
第402号 工事請負契約の変更  
第403号 工事請負契約の変更  
第404号 工事請負契約の変更  
第405号 工事請負契約の変更  
第406号 工事請負契約の変更  
第407号 工事請負契約の変更  
第408号 工事請負契約の変更  
第409号 工事請負契約の変更  
第410号 工事請負契約の変更  
第411号 工事請負契約の変更  
第412号 工事請負契約の変更  
第413号 工事請負契約の変更  
第414号 工事請負契約の変更  
第415号 工事請負契約の変更  
第416号 工事請負契約の変更  
第417号 工事請負契約の変更  
第418号 工事請負契約の変更  
第419号 工事請負契約の変更  
第420号 工事請負契約の変更  
第421号 工事請負契約の変更  
第422号 工事請負契約の変更  
第423号 工事請負契約の変更  
第424号 工事請負契約の変更  
第425号 工事請負契約の変更  
第426号 工事請負契約の変更  
第427号 工事請負契約の変更  
第428号 工事請負契約の変更  
第429号 工事請負契約の変更  
第430号 工事請負契約の変更  
第431号 工事請負契約の変更  
第432号 工事請負契約の変更  
第433号 工事請負契約の変更  
第434号 工事請負契約の変更  
第435号 工事請負契約の変更  
第436号 工事請負契約の変更  
第437号 工事請負契約の変更  
第438号 工事請負契約の変更  
第439号 工事請負契約の変更  
第440号 工事請負契約の変更  
第441号 工事請負契約の変更  
第442号 工事請負契約の変更  
第443号 工事請負契約の変更  
第444号 工事請負契約の変更  
第445号 工事請負契約の変更  
第446号 工事請負契約の変更  
第447号 工事請負契約の変更  
第448号 工事請負契約の変更  
第449号 工事請負契約の変更  
第450号 工事請負契約の変更  
第451号 工事請負契約の変更  
第452号 工事請負契約の変更  
第453号 工事請負契約の変更  
第454号 工事請負契約の変更  
第455号 工事請負契約の変更  
第456号 工事請負契約の変更  
第457号 工事請負契約の変更  
第458号 工事請負契約の変更  
第459号 工事請負契約の変更  
第460号 工事請負契約の変更  
第461号 工事請負契約の変更  
第462号 工事請負契約の変更  
第463号 工事請負契約の変更  
第464号 工事請負契約の変更  
第465号 工事請負契約の変更  
第466号 工事請負契約の変更  
第467号 工事請負契約の変更  
第468号 工事請負契約の変更  
第469号 工事請負契約の変更  
第470号 工事請負契約の変更  
第471号 工事請負契約の変更  
第472号 工事請負契約の変更  
第473号 工事請負契約の変更  
第474号 工事請負契約の変更  
第475号 工事請負契約の変更  
第476号 工事請負契約の変更  
第477号 工事請負契約の変更  
第478号 工事請負契約の変更  
第479号 工事請負契約の変更  
第480号 工事請負契約の変更  
第481号 工事請負契約の変更  
第482号 工事請負契約の変更  
第483号 工事請負契約の変更  
第484号 工事請負契約の変更  
第485号 工事請負契約の変更  
第486号 工事請負契約の変更  
第487号 工事請負契約の変更  
第488号 工事請負契約の変更  
第489号 工事請負契約の変

